

令和8年7月17日

各課・室・センター長様
各地方機関の長様
学校以外の各教育機関の長様
西部教育事務所芸北支所長様
各県立学校長様

一般財団法人広島県教育職員互助組合事務局長

短時間勤務会計年度任用職員に係る掛金の控除等の取扱いについて（通知）

このことについては、日頃より適切な事務処理に努めていただいているところですが、例年一部で誤った事務処理が見受けられます。

ついては、当該事務処理において注意していただきたい事項等について、次のとおり改めてお知らせします。今後の事務処理において、十分に御留意くださいますようお願いいたします。

1 掛金の控除時期について

短時間勤務会計年度任用職員は、報酬等が勤務実績に応じた時間額又は日額で翌月に支給されるため、掛金についても翌月に支給される報酬等から控除することとなります。

標準報酬月額の時決定等により新たな標準報酬月額が適用される場合においても、勤務実績月における標準報酬月額で算定した掛金を徴収してください。調整する場合は、報酬等システムの調整額欄の入力により対応してください。

なお、共済組合の掛金等の控除時期とは異なりますので、注意してください。

2 掛金を控除すべき期間について

掛金を控除すべき期間は、組合員となった日の属する月から組合員でなくなった日（資格喪失日：退職日の翌日）の属する月の前月までです。

3 短時間勤務会計年度任用職員掛金等集計調書の提出について

(1) 給与支払所属においては、毎月25日（25日が週休日等の場合はその翌日）までに、別紙の「短時間勤務会計年度任用職員掛金等集計調書」（以下「調書」という。）を作成し、次の該当するフォルダへ格納してください。

また、何らかの理由により該当月の掛金控除とは別に調整を行った場合は、調書の「調整額の月及び理由」欄へ必ず記入してください。

なお、調書の「合計」欄と、報酬等からの控除額の合計が必ず一致するよう作成してください。

【Heiwa ネット接続所属（県立学校）】

Heiwa ネット内の各校フォルダ「互助組合掛金フォルダ」

【それ以外の県費負担の所属】

広島県庁LANの「T:¥170 教育委員会事務局¥999 教育委員会事務局共有¥事務局内共有¥◆◆互助組合掛金◆◆◆」内の各課・機関のフォルダ

(2) 県立学校については、指定のフォルダに格納した際の提出連絡メールは不要とします。

担当 住吉

電話 082-228-1386